

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 氷川町 (都道府県: 熊本県)
本事業の担当部局名 地域振興課

事業メニュー	結婚新生活支援事業							
区分	結婚新生活支援							
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)							
個別事業名	氷川町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続					
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度	令和3 年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	2,700,000 円							
自治体における少子化対策の全体像及びその 中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)</p> <p>本町においては平成27年3月に「すべての子どもと子育て家庭が安心・安全・健康に暮らせるまち」を基本理念に「氷川町子ども子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援策を推進しており、児童医療費補助の年齢枠の拡大や、待機児童ゼロの町として、近隣市町村との差異化を図り、子育て支援に手厚いまちづくりに努めています。</p> <p>しかしながら、町の出生率は国及び県の水準と比較しても低く推移しており、その要因の一つとして婚姻率の減少が上げられます。(参考:平成25年 出生率7.2、婚姻率4.6 平成29年出生率5.6、婚姻率3.4)</p> <p>子育て支援面の現状と課題を見直し、令和2年3月に「第2期氷川町子ども子育て支援事業計画」を策定し、さらなる子育て世代への支援の拡充をめざす一方で、少子化対策として子育て世代人口の増加を目的に、その入口となる「結婚」に焦点を当て、平成30年度より、近隣市町と連携のうえ婚活事業を行う「定住自立圏婚活事業」、令和元年度より、婚活イベントに参加した費用の一部を補助する「氷川町婚活イベント参加支援事業」、令和2年度より、地域において婚活イベントを開催した団体に開催費用の一部を補助する「氷川町結婚チャレンジ事業費補助金」の運用を開始し、結婚のきっかけづくりに努めています。令和3年度より、地域少子化対策重点推進交付金を活用した「結婚新生活支援事業補助金」を実施しており、資金面の問題で結婚に踏み切れない男女の一助となり、「結婚から子育て支援まで充実したまちづくり」を目指しています。</p> <p>(本個別事業における現状と課題)</p> <p>(課題への対応)</p>							
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要							
	【補助対象要件】							
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	【補助上限額】							
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
	【対象費目】							
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
	【その他独自要件】							
2. 申請見込								
①新規世帯見込	上記のうち	6 ともに29歳以下	3 世帯	左記以外	3 世帯			
【積算根拠】								
29歳以下:3件×600千円=1,800千円 39歳以下:3件×300千円=900千円 合計:1,800千円+900千円=2,700千円 令和3年婚姻者の内、どちらか一方でも町内に住所を有し、婚姻届提出時に年齢要件を満たす婚姻の件数が29件であった。そのうち世帯所得要件を満たす件数が6件であったことから本数値を積算した。								
【令和4年度申請状況】								
令和 4 年 1 月 ~ 令和 5 年 3 月 申請 見込 世帯数 4 世帯								
②継続補助見込	見込世帯数	継続補助実施の有無	有	0 世帯				
	対象経費支出予定額			0 円				
3. 広報の実施予定								
交付決定後、町広報誌等による広報と併せ、戸籍担当課と連携し、婚姻届け提出の夫婦に制度を案内するチラシを配布する。								

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
		合計特殊出生率	%	1.80 (2030年度)
	人口減少抑止	人	6847 (2060年)	11,170 (R5.1.18)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		1.24 (2021年度)	
	婚姻件数	件	31 (2022年)	
	婚姻率		2.8 (2022年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合	%	80	0(申請実績なし)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	70	0(申請実績なし)
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	70	0(申請実績なし)
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	結婚新生活支援事業の実施について、町HPに加え、県HPへも掲載し、連携して広く周知を行う。県、市町村及び「よかボス企業」で構成される協議会「よかボス倶楽部」において、事業拡大方策及び今後の地域の取組推進に係る連携方策等を議論する。結婚新生活支援事業(都道府県主導型市町村連携コース)に関しては、熊本県が広域的に実施する以下事業を連携して主体的に取り組む。 【結婚】管内企業・施設における「結婚応援の店」発掘(KPI設定有) 【子育て】「聞きなっせAIくまもと」FAQ定期更新(年2回)、公共施設情報更新(適宜)			
	民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8		特記なし		

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。
- 2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の①～③を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、②③は記載不要。
 - ①これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け
 - ②本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)
 - ③本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
 - ※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
 - ※事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。
- 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中で本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。
 - ※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。
 - ※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。